

[平成18年 予算審査特別委員会]-[03月09日-03号]-P. 235

◆青山圭一 委員 最後の質問となりましたので、ピッチを上げてやりたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。私は3点について、登戸行政サービスコーナーの設置については市民局長、土地開発公社については財政局長、まちづくり局長、市長に、そして、退職手当制度については総務局長に、それぞれ一問一答方式でお伺ひしたいと思います。

まず初めに、登戸行政サービスコーナーの設置についてであります。平成18年度予算案において2,154万円余が計上されております。内容と開設時期について伺ひます。市内には既に行政サービスコーナーが4カ所ありますが、本行政サービスコーナーの特徴と、これまでのサービスコーナーの運営を、どのように踏まえて運営を行っていくのか、伺ひます。

◎高阪三男 市民局長 仮称登戸行政サービスコーナーについての御質問でございますが、平成18年度予算案には、主に施設整備に係る工事費、証明書交付用端末の設置に係る経費などを計上しております。開設時期につきましては、本年10月ごろの登戸駅ビルの完成にあわせることを予定してございます。

次に、特徴といたしましては、設置場所がJR登戸駅改札口の正面に確保できたことから、大変よい立地条件に恵まれております。また、登戸駅はJR南武線と小田急線の結節点であり、乗降客数も多いことから、北部地域、特に小田急線を利用する方々にとっても便利に御利用いただけますので、高い利用率が見込まれるものと考えております。なお、現在予定されております戸籍の電算化後には、住民票、印鑑登録証明書などに加えまして、戸籍の謄抄本も即時発行をいたしますので、さらなる市民サービスの向上につながるものと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 次に、行政サービスコーナーはJR敷地内であるので、コーナーを設置するに当たり、一定の賃借料がかかるわけでありまして。しかし、JR登戸駅南北自由通路については、全体工事費約40億円のうち国費が12億円、そして市費が28億円という税金が投じられているわけでありまして。したがって、税金によって駅全体の価値は上がっているわけでありまして。よって、JR登戸駅構内に当行政サービスコーナーを設置するに当たっては、私は一定の割引があってもよいのではないかと思います。見解と対応を伺ひます。

また、当登戸行政サービスコーナーは、川崎北部地区の玄関にもなります。川崎市の魅力をアピールする意味で、行政サービスコーナー内に本市の名所スポットなどの案内を掲示するなどの取り組みが必要かと思ひますが、見解を伺ひたいと思ひます。

◎高阪三男 市民局長 仮称登戸行政サービスコーナーについての御質問でございますが、駅ビルの賃借料につきましては、事業主である株式会社ジェイアール東日本都市開発において、総工費等が確定した後、算出することとございまして、今後、同社からの提示額をもとに協議を行う予定でございまして。

次に、名所スポット等の案内掲示につきましては、行政サービスコーナーを含め、地元の多摩区役所及び関係局と協議をしましてまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。一定金額が安くなるのではないかと期待をしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、名所スポット等についてなんですけれども、これは北部地域の玄関ということになりますので、いろんな意味で宣伝をしていくという市の基本的な姿勢もあるわけがありますので、ぜひ活用をしていただきたいということを要望させていただきます。

次に、土地開発公社について、何点か伺いたいと思います。以前にも何度か取り上げてきたので、余り取り上げたくなかったんですけれども、包括外部監査報告書が出てきて、ちょっとひどいなと思って、再度伺いたいと思います。

6点ありますけれども、まず1点目、このたびの包括外部監査人による土地開発公社に対する指摘をどのように受けとめているのか、伺います。2点目として、今年度の土地開発公社の土地売却額、差損額及び2006年度の土地売却予定額、差損額についても伺います。3点目に、既に道路等として供用済みの土地はどれぐらいあるのか。また、早期に本市はそのような土地を取得することについての見解と対応についても伺います。

登戸土地区画整理事業区域内において土地開発公社が所有する土地の価格23億1,900万円のうち、利息4億4,800万円となっており、利息は金利を除いた取得価格に対して何と24%となっております。土地開発公社は各土地の区画整理が開始される前に機動的に資金調達を行い、用地を先行取得し、川崎市の区画整理事業の円滑な進捗をサポートする任務を担っているわけですが、当該土地については既に区画整理事業が開始されている。このような状況を本市はどのようにとらえ、対応を図っていくのかも伺いたいと思います。

5点目として、資料によりますと、土地開発公社が所有する土地の中で、何と20年以上30年未満の土地の帳簿価格は20億1,500万円ということでありまして。そして、30年以上の土地の価格——これは平成16年度の簿価ということでありまして——5億7,600万円。取得価格が2億3,600万円、利息が3億3,900万円ということでありまして、取得価格よりも利息の方が30年経過した結果、大きくなっているということでありまして。この現状をどのようにとらえ、対応していくのか。

そして6点目として、今申し上げた土地の例のように、利息金額が取得価格を上回る土地が複数存在しておりますけれども、このような状況になった見解と今後の対応について、財政局長とまちづくり局長にそれぞれお伺いいたします。以上です。

◎中田弘義 財政局長 初めに、土地開発公社に対する包括外部監査報告についての御質問でございますが、土地開発公社の経営健全化につきましては、これまでに全国に先駆けて取り組み、平成12年に国から経営健全化団体の指定を受けて以来、長期保有用地の簿価縮減等に取り組んできたところでございます。このような中で、このたび出資法人の経営管理について、包括外部監査において土地開発公社及び公社保有地に係る項目について御意見、御指摘をいただきました。これらの御意見等を真摯に受けとめ、その内容を精査し、改善に向け関係局と協議調整を行い、できるものから早急に対応するとともに、時間を要するものは計画的に改善を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、引き続き公社保有地の縮減に向けての取り組みを進めながら、土地開発公社の経営健全化を図ってまいりたいと存じます。

次に、土地開発公社保有地の民間売却についての御質問でございますが、市の事業計画の見直し等により不要となった用地につきましては、土地開発公社の経営健全化への取り組みの一環といたしまして、公社による民間売却を実施してきたところでございます。平成17年度におきましては、道路残地2件及び南伊豆の市民利用施設事業用地の、計3件を民間に売却し、売却価格の合計は約1億2,000万円となっており、これに伴う差額は約8億4,000万円となる見込みでございます。また、今後の公社による民間売却につきましては、平成18年度には土地の売却の予定はございませんが、平成19年度に1件の土地について実施を予定しております。

次に、供用済みの土地についての御質問でございますが、これまでいわゆる供用済みの土地に関しましては、市による再取得を積極的に進めてまいりましたが、今回の包括外部監査報告におきまして、道路関連用地において一部供用済みであるとの御指摘をいただきました。これらの土地は、周辺住民等の利便性を配慮して、本格的な供用開始前に暫定的に使用されているものなどがございます。こうした土地につきましては、既に関係局と調整を行い、平成18年度に予算措置を講じるなど、速やかに再取得を行うこととしております。

次に、土地開発公社の長期保有土地などについての御質問でございますが、バブル経済の崩壊に端を発した景気後退を背景として、国・地方とも財政危機が進行し、本市においても事業の繰り延べ、見直しなどが行われ、土地開発公社からの土地の再取得が大幅に滞る事態となり、公社保有地の増大が大きな問題となりました。このような事態に対応するため、これまで2次にわたる総合的土地対策によりまして、10年以上の長期保有土地や利息金額が取得価格を上回る土地につきましては、可能な限りの再取得に努めてきたところでございます。今回の包括外部監査報告で御意見をいただきましたとおり、公社が長期に土地を保有することは利息の増嵩を招き、将来の財政負担につながることから、このような土地を計画的に再取得することは重要な課題であると認識しておりますので、今後このたび策定いたしました第3次総合的土地対策計画に従い、着実にその縮減を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◎寒河江啓壹 まちづくり局長 登戸土地区画整理事業区域内の土地開発公社所有地についての御質問でございますが、この土地開発公社の所有地につきましては、登戸土地区画整理事業が既成市街地での事業であるために、建物移転棟数が多く、区域内の空地が少ないことから、事業展開用地として取得したものでございまして、事業を円滑に推進していく上で有効に活用しているものでございます。また、この用地につきましては、事業も進捗しておりますことから、第3次総合的土地対策計画におきまして、平成20年度を初年度として、順次計画的に再取得を進めていくこととしております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 それぞれ御答弁をいただきました。土地開発公社においては、昨今、存廃の議論が出ているわけであり、本市においても平成19年度末までにそのあり方を決めることとしております。また、このたびも第3次総合的土地対策計画が示されました。土地問題についてこのような一定の取り組みは評価するところであり、ぜひしっかりとした取り組みを願うものであります。しかし、そうした取り組みをする前に、土地開発公社の

これまでの取り組みの総括をしっかりとする必要がありというふうに私は思います。

南伊豆の土地については、市民利用施設事業用地として取得したものでありますが、平成17年3月末現在の帳簿価格は7億3,700万円ということでありましたが、そのうち利息は8,500万円でありました。同土地については、平成17年12月に5,570万円——10分の1に当たるとは思いますが——落札されました。結果として6億8,000万円の売却損が生じました。また、昨年議案として提案された岩手県東和町の土地については、総額8億3,600万円余の市費が投じられましたが、平成17年12月における当該土地の評価額は226万円余となり、結果として、一定の条件のもと、無償で東和町に引き渡すことになったわけでありました。また、先ほどもお話をいたしました、多摩区菅の土地ですけれども、公社が取得をして30年以上が経過をした結果、当該土地の取得価格が2億3,600万円であるのに対して、利息は3億3,900万円となり、現在の価格は何と5億7,600万円。公社が今も保有をしているという状況であります。

今、川崎市は行革を推進しております。市民にも財政が厳しいとの理由や時代の流れの中でこれまでの市民サービスをさまざまと見直しをしてきております。市民に一定の理解をしていただきながら取り組みをしているわけでありました。しかし、一方で不要不急の土地に多額の市税が投入されてきました。こうした事実を重く受けとめ、公社の存廃に当たっては検討していかなくてはならないと考えますが、市長の見解を伺います。

◎阿部孝夫 市長 土地開発公社についてのお尋ねでございますが、我が国経済の高度成長期において、地方公共団体が住みよい地域づくり、まちづくりを計画的に進めるに当たっての最大の課題は、地価の高騰による公共用地の取得難でありました。この問題を解消し、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、本市におきましても、土地開発公社を昭和48年に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく特殊法人として設立したものでございます。これまで公社は市の依頼に基づいて、機動的、弾力的に公共用地の先行取得を行い、公共施設用地を市に提供するなど、一定の役割を担ってきたものと認識いたしております。

しかしながら、バブル経済崩壊以後の地価の下落傾向が続く状況下では、公社による先行取得の件数、金額も小さくなっていることから、公社のあり方につきましては、今後の地価動向や公社保有地の簿価縮減の推移などに留意しながら、第2次行財政改革プランでお示ししたとおり、平成19年度までに検討してまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、社会経済環境の大きな変化のもとで生じた土地や出資法人の問題の解決を図るべく、最善を尽くしていくことが現在の私に与えられた重大な使命であると考えているところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。ぜひ最善を尽くして、しっかり取り組みをしていただきたいと思います。土地開発公社について包括外部監査人から指摘された、特に30年以上そのままになっている跡地、あるいは取得価格よりも利息の方が多くなっている土地——これは資料によりますと、例えば鹿島田駅周辺等については3億8,200万円のところが、利息が5億3,100万円や、多摩区では稲田公園、1億9,300万円のものが利息が2億3,700万円というような状況になっているわけでありました。また、今まで財政局長、あ

るいは市長からも答弁がありました。バブル経済時である面、いたし方がなかったという部分もあるかと思いますが、ほかの他都市と比べても、川崎市は長期保有の率が非常に高い。82.4%という数値もあるわけでありますので、ぜひここら辺は重く受けとめていただいて――当時、土地を取得するに当たった方々は、前市長を初め、もういなくなってしまうわけでありまして、市長が時折負の遺産というふうに言われているのも、このことを指すのではなかろうかと思いたすけれども、そういったところをしっかりと認識をしていただいて、これから取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

それでは最後に、退職手当制度について、総務局長にお伺いをしたいと思います。退職手当制度についてであります。まず初めに、地方公共団体の職員及び特別職に対する支給根拠及び支給基準について伺います。

◎曾禰純一郎 総務局長 退職手当制度についての御質問でございますが、初めに、まず退職手当は地方自治法の規定に基づきまして、条例で定めるところにより、職員が退職した場合に一時金としてその者に支給される給与でございます。民間企業における退職金に相当するものでございますが、一般職の職員につきましてのその基本的な性格は、職員の長年にわたる公務への貢献に対する勤続報償であるとされております。

次に、一般職の職員の退職手当の算定方法についてでございますが、その額は退職時の給料月額に退職理由及び勤続期間に応じた支給率を乗じて得たものとされております。

次に、市長など特別職の退職手当の算定方法などについてでございますが、その額は一般職の例により求められる額と、条例加給により求められる額を合算したものとされております。当該特別職の任期ごとに支給しているところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 昨今、国会議員及び地方議員の年金制度のあり方について議論がされております。市民からは特権的制度であり、廃止すべきだとの声や、ある程度の保障は必要であるなどの声が上がっております。問題なのは公費負担のあり方であり、議員の年金制度については、国・地方公共団体の財政が厳しい中で、掛金の増額や給付金の減額の取り組みが行われております。こうした状況の中であって、地方公共団体の特別職に対する退職手当制度については議論もほとんど行われていないのが現状だと思います。改革派と言われる市長ですら、この点については残念ながら触れられていません。このような中で、大阪市長が退職金の廃止を先般発表いたしました。また、宮城県知事が特別職について、一定の期間であります。退職手当制度の廃止を決定いたしました。それぞれの自治体によって事情は違うので、一概にその是非については何とも言うことはできませんが、何らかの動きが出てきたことは、私は注目すべきことだというふうに考えております。

そこで、本市三役及び近隣他都市――東京都、神奈川県、横浜市首長の退職金額について伺います。また、市長及び特別職の退職手当について、成果主義、例えば上限を決めておいて一定の割合を検討委員会等に検討させ、最終的に市長が判断するような手法をとることは制度上できないか、総務局長に伺います。

◎曾禰純一郎 総務局長 退職手当についての御質問でございますけれども、まず市長など常勤の特別職につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、条例で定めるところ

により退職手当を支給できるとされているところでございます。特別職の退職手当につきましては、その職務・職責の重さに対するものであり、その額につきましては、市民の皆様方の御理解を得られる額ということで定められているところでございます。その退職手当の算定に当たりまして、算定の基礎となる給料月額につきましては、特別職報酬等審議会の中で、一般職の給与の状況、あるいは他都市との均衡、民間企業の状況、その他社会経済環境の推移等を踏まえて、客観的かつ合理的にさまざま議論された上で決められた額がございまして、これを条例の規定に従いまして算定をして、計算式にのっとり計算をしている額で定められております。本市の市長など三役につきましてはの1期4年在職した場合の退職手当ということでございますけれども、現行の給与ベースで算定をいたしますと、市長の場合は約4,220万円、副市長の場合は約2,500万円、収入役の場合は約1,700万円となるところでございます。

次に、近隣自治体の首長でございますけれども、1期4年在職した場合の退職手当の額についてでございますけれども、東京都知事の場合は約4,660万円、神奈川県知事の場合は約4,170万円、横浜市長の場合は約4,260万円、こういう計算になっております。

なお、この川崎市長の退職手当の現在の水準ということでございますけれども、14ある政令市の中で上から7番目、真ん中の水準にあるという状況でございます。市長などの特別職の退職手当のあり方につきましては、他の政令市との均衡も踏まえながら、あるいは地域の状況、一般職の場合等も同様でございますけれども、市民の皆様方の理解と納得を得られる水準で決められていくものと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 私が提案したことについては答弁を避けられたのかなというふうに思いますが、地方自治体の職員に対する退職手当は、民間企業における退職金に相当するものであり、基本的な性格は職員の長年にわたる公務への貢献に対する勤続報償であると、先ほどの答弁でありました。市長の場合については1期4年ということであり、この場合の退職手当については、任期中の成果報償的な意味合いが強いのではないかと思います。過去の歴史を調べると、いろいろなことがあるようではありますが、そこら辺は今回割愛させていただきますが、今、答弁をいただいた金額は、一般的には決して安くない金額であります。しかし、一方で市長の職務の特殊性も私は十分理解をしているところであります。懸命に自治体のために取り組んだ市長及び特別職と、それなりに仕事に取り組んだ市長との間において、退職手当に一定の格差があってもよいのではないかと私は思います。ちなみに本市において市長の過去の退職手当を調べさせていただきました。金額についてはここでは申し上げませんが、ほぼ同じ金額となっております。地方制度が大きく変わっている昨今の状況の中で、市長及び特別職の退職金額の妥当性及び制度のあり方について、指定都市市長会等の機会を通じて議論すべき課題であると思います。ここでは本来、市長に見解をお伺いするところではありますが、なかなかお答えしにくい部分もあると思いますし、そう踏み込んだ答弁も出てこないのではないかと思いますので、ぜひ適切な対応を市長にとっていただくことをここではお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。